

## ○上尾市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成21年6月8日市長決裁

### 改正

平成23年3月28日市長決裁

平成25年3月25日市長決裁

平成28年3月31日市長決裁

平成29年3月28日市長決裁

平成31年3月29日市長決裁

## 上尾市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、改定埼玉県建築物耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき策定した埼玉県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画をいう。）及び上尾市建築物耐震改修促進計画（改定版）（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項の規定に基づき策定した上尾市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画をいう。）において定めた建築物の耐震改修の促進を図るための施策の一環として、市内の既存木造住宅（第3条第1項に規定する既存木造住宅をいう。）に対して耐震改修を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による登録を受けた者が開設する建築士事務所に限る。）又は建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて同法第2条第2項に規定する建設業を営む者に限る。以下同じ。）に属する建築士（建築士法第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が、建築士法第3条から第3条の3までのいずれかの規定に基づき設計又は工事監理をすることができることとされた木造建築物の地震に対する安全性を次に掲げる方法により評価することをいう。

(1) 一般財団法人日本建築防災協会作成の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による建築物の耐震診断の方法

(2) 前号に掲げるもののほか、平成18年国土交通省告示第184号(建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針)別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」の「第1 建築物の耐震診断の指針」における方法と同等と認められる建築物の耐震診断の方法

2 この要綱において「耐震改修設計」とは、次に掲げる建築物をその上部構造評点(一般財団法人日本建築防災協会作成の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点をいう。以下同じ。)が1.0以上で、かつ、その基礎が安全となるよう改修するに当たり、建築士が行う当該改修の設計をいう。

(1) 上部構造評点が1.0未満の建築物

(2) 前号に定めるもののほか、その基礎が安全でないと診断された建築物

3 この要綱において「耐震改修」とは、建設業者が地震に対する安全性の向上を目的として、耐震改修設計に基づいて行う建築物の改修工事をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会2317号国土交通事務次官土)に基づく住宅・建築物耐震改修事業に該当するものとして、市が当該補助金の交付の決定を受けたものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に違反していることが明らかな建築物を除く。以下「既存木造住宅」という。)に対して実施する耐震改修とする。

(1) 市内に所在しているものであること。

(2) 一戸建て住宅又は兼用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供している兼用住宅に限る。)であること。

(3) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

(4) 上部構造評点が1.0未満又はその基礎が安全でないと耐震診断されたものであること。

(5) 在来軸組構法(太い柱及び垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的構法を含む。)又は枠組壁構法によって建築されたものであること。

(6) 地階を除く階数が2以下であること。

2 前項に定めるもののほか、補助事業は、補助金の交付を受けようとする者又はその2親等以内の親族が所有する既存木造住宅に対して実施する耐震改修でなければならない。

3 前項の場合において、補助金の交付を受けようとする者の2親等以内の親族が当該既存木造住

宅を所有しているとき（補助金の交付を受けようとする者のほか、当該既存木造住宅の所有者のうち、当該2親等以内の親族がいる場合を含む。）は、その2親等以内の親族が、あらかじめ、当該既存木造住宅に対して耐震改修を実施することについて承諾をしていなければならない。

（補助金の交付を受けることができる者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、現に既存木造住宅に居住している者又は当該住宅に居住することを予定している者で当該既存木造住宅に対して耐震改修（前条各項のいずれの規定にも適合する耐震改修に限る。）を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付を受けることができる者は、その交付の決定の時点において、市税の滞納がない者とする。なお、前条第3項に規定する場合にあっては、補助金の交付を受けようとする者のほか、当該既存木造住宅を所有している同項の2親等以内の親族のいずれの者についても、市税の滞納がない者でなければならない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編第1章イ—16—(12)—①第4項第2号において定める耐震改修等に要する費用を限度とする。ただし、その額が60万円を超えるときは、60万円とする。

（交付申請書の提出期限）

第6条 規則第5条第1項の交付申請書の提出期限は、毎年度あらかじめ市長が定めるものとする。

（交付申請書の添付書類）

第7条 規則第5条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- （1） 既存木造住宅耐震改修概要書（第1号様式）
- （2） 付近見取図、配置図及び平面図
- （3） 当該既存木造住宅に係る固定資産評価証明書その他の当該既存木造住宅の所在地、所有者及び建築年月を確認することのできる書類
- （4） 耐震診断の実施結果に関する報告書
- （5） 市長が補助金の交付の申請をする者の市税の納付の状況及び居住の状況を確認することについて、当該申請者が同意していることが明らかとなる書類（第2号様式）
- （6） 耐震改修の設計図
- （7） 当該耐震改修を実施した場合に得られる耐震診断結果に関して記載した書類
- （8） 耐震改修に要する費用の内訳書（第3号様式）
- （9） 補助金額に関する算定書（第4号様式）

- (10) 当該既存木造住宅の所有者以外の者が申請する場合は、当該申請者が既存木造住宅の所有者の2親等以内の親族であることが確認できる書類
- 2 前項各号に掲げる書類のほか、第3条第3項に規定する場合にあつては同項の承諾がなされていることが明らかとなる書類（第5号様式）を添付しなければならない。
- 3 第3条第3項に規定する場合における第1項第5号の規定の適用については、同号中「補助金の交付の申請をする者」とあるのは「補助金の交付の申請をする者及び第3条第3項の規定により同項の承諾をした者」と、「当該申請者」とあるのは「当該申請者及び当該承諾をした者」とする。
- 4 規則第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の交付申請書には、同項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は、要しない。

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定をする場合は、次項及び第3項に規定する事項を補助金の交付の条件として、その決定に付すものとする。

- 2 補助事業者（規則第2条第3号に規定する補助事業者をいう。以下この条において同じ。）は、耐震改修における工程が次の各号に掲げる改修箇所の区分に応じ当該各号に定める工程に達したときは、当該耐震改修を行っている既存木造住宅について市長による中間検査（以下単に「中間検査」という。）を受けなければならない。

（1） 壁 筋交いの設置又は合板貼りの施工

（2） 基礎 配筋

- 3 補助事業者は、中間検査に先立ち、耐震改修が適切に行われているかどうかについて、当該耐震改修に係る耐震改修設計をした建築士に検査を行わせなければならない。
- 4 第2項の規定による中間検査の受検は、上尾市既存木造住宅耐震改修中間検査申請書（第6号様式）を市長に提出してするものとする。
- 5 市長は、前項の規定による申請に基づき中間検査を実施した場合において、当該耐震改修が適切に行われていないと認めるときは、規則第12条の規定により、当該補助事業者に対し、耐震改修を適切に実施するよう命ずることができる。
- 6 市長は、前項の場合において補助事業者が市長の命令に従わないときは、規則第18条第1項第3号の規定により、当該補助事業者に対してした補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（補助事業の軽微な変更）

第9条 規則第7条第1項第1号及び規則第10条第1項の市長の定める軽微な変更は、補助金の額

に変更が生じないものとする。

2 補助事業者は、補助事業の計画の軽微な変更をしようとするときは、遅滞なく耐震改修計画変更報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（状況報告の方法）

第10条 規則第11条の規定による報告は、書面でこれを行わなければならない。

（実績報告書の提出期限）

第11条 規則第13条第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

（実績報告書の添付書類）

第12条 規則第13条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- （1）既存木造住宅耐震改修完了報告書（第8号様式）
- （2）耐震改修の施工前、施工中及び施工後における施工箇所の写真
- （3）既存木造住宅に居住することを予定している者が第4条に基づく申請をした場合は、住民票

2 規則第13条第2項の規定に基づき、同条第1項の実績報告書には、同項第1号に掲げる書類の添付は、要しない。

（交付請求書の提出期限）

第13条 規則第16条第2項の規定による補助金等交付請求書の提出は、規則第14条の規定により補助金の額の確定の通知をした日から起算して30日を経過する日までに、これを行わなければならない。

（関係書類の保管）

第14条 規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

（その他）

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に実施する耐震改修から適用する。

附 則（平成23年3月28日市長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上尾市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、平成23年度分の市予算に係る補助金について適用し、平成22年度分の市予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月25日市長決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日市長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、改正後の上尾市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の市予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成31年3月29日市長決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係） （略）

第2号様式（第7条関係） （略）

第3号様式（第7条関係） （略）

第4号様式（第7条関係） （略）

第5号様式（第7条関係） （略）

第6号様式（第8条関係） （略）

第7号様式（第9条関係） （略）

第8号様式（第12条関係） （略）